

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則  
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 元
- 告 示  
認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 元  
生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 元  
生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 元
- 公 告  
都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 元
- 福島県教育委員会 元
- 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則 元
- 正 誤  
令和四年九月二十日付け定例第三百二十三号中 元

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中「二号室、四号室、六号室から」を「七号室、九号室から」に、「十五号室、十七号室から十九号室まで及び二十七号室から三十九号室まで」を「十九号室、二十九号室及び三十号室」に、「三号室、五号室」を「二号室から六号室まで、八号室」に、「十六号室及び二十号室から二十六号室まで」を

「十五号室から十八号室まで及び二十号室から二十八号室まで」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中、「二号室」を削り、「十四号室から十六号室まで」を「十四号室、十六号室」に改め、「四号室、五号室、」及び「十九号室」を削り、「三号室、四号室」を「二号室から四号室まで」に改め、「十三号室まで」の下に「十五号室」を加え、「一号室から三号室まで、六号室」を「一号室から六号室まで」に改め、「二十号室」を「十九号室」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年二月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第五十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和五年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
株式会社小林商店 代表取締役 尾日向 竹信
- 二 住所  
福島県河沼郡会津坂下町字北逆水甲一〇三八番地
- 三 認定年月日  
令和五年一月十七日

（消防保安課）

### 福島県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
調剤薬局ゼネファーム南町	須賀川市南町三二七一	令和四年一二

公 告

店	ゼネファーム薬局本町店	二本松市本町一七	同日
	ゼネファーム薬局根崎店	二本松市根崎二一九九	同日
	ゼネファーム薬局小浜店	二本松市小浜字新町一九	同日
	松永歯科医院	南相馬市原町区南町二二二	同日
	薬局青い鳥ファーマシー	南相馬市原町区栄町二丁目六二三	同年一〇月七日
	アイン薬局国見店	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一〇一	同年一二月三十一日
	医療法人佐藤歯科	耶麻郡猪苗代町字新町四九一七	同日

(社会福祉課)

**福島県告示第五十七号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
 令和五年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所在地	休止年月日
調剤薬局くすりのキクチ	南相馬市鹿島区西町一一二九	令和四年一〇月一日

(社会福祉課)

公告第十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、南相馬市から相馬地方都市計画市場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 令和五年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。  
 別表第一 県立学校の項中「梁川高等学校(梁高) 保原高等学校(保高)」を「伊達高等学校(伊高)」に、「二本松工業高等学校(二工高) 安達東高等学校(安東高)」を「二本松実業高等学校(二実高)」に、「白河実業高等学校(白実高) 塙工業高等学校(塙高)」を「白河実業高等学校(白実高)」に、「猪苗代高等学校(猪高) 耶麻農業高等学校(耶高)」を「猪苗代高等学校(猪高)」に、「田島高等学校(田島高) 南会津高等学校(南会高)」を「南会津高等学校(南会高)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(教育総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和四年九月二十日付け定例第三百二十三号中

四 二 八	
上	
三	二
浜 畑	
新 港	